

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第81号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

子ども医療費支給制度について、次のとおり保険医療機関等で医療を受ける場合の医療費の支給方法を変更することとしました。

1 通院医療費の現物給付化

子育て家庭の手続上の利便性の向上を図るため、3歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「対象者」という。）が、通院による医療を受ける場合における医療費の支給方法について、「償還払い（1箇月の窓口での自己負担合計額が3,000円を超えた場合、申請により超えた額を支給する方式）」から、「現物給付（医療機関等の窓口での支払いを1医療機関につき1箇月3,000円までとする方式）」に変更することとしました。

2 受給者証の提示方法の変更

上記の変更に伴い、医療機関等の窓口において受給者証を提示する必要がある対象者に生じるため、受給者証の取扱いを変更することとしました。

この条例は、平成25年9月1日から施行することとしました。

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第81号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)